

「暮らしの火の用心協力隊」プロジェクト実施要領

平成28年3月24日 消防局長決裁

令和4年5月31日 一部改正

(目的)

第1条 このプロジェクトは、自らが有する資源を有効に活用し、社会貢献活動として市民への火災予防広報活動等に協力する企業・団体を「暮らしの火の用心協力隊」とし、行政と企業・団体の連携協力による防火啓発等の促進を図り、市民のより安全で安心な暮らしの輪を築き、住宅防火対策等に寄与することを目的とする。

(火災予防広報活動)

第2条 前条及び次条の火災予防広報活動等とは、無償で実施する社会貢献活動のうち、概ね次に掲げる活動とする。

- (1) 企業・団体の広報システムや配送システム等を利用した広報印刷物等（防火等のポスター及びちらし等）の企業系列店舗及び団体加盟事業所等への配布と店頭掲示
- (2) 企業・団体による顧客等（市民）への広報印刷物等の配布
- (3) 企業・団体の広告スペースへの広報印刷物等の掲示
- (4) 企業・団体の広報誌への火災予防等の情報掲載
- (5) その他消防局長（以下「局長」という。）が認めるもの

(登録基準)

第3条 「暮らしの火の用心協力隊」は、次に掲げる基準の全てを満たす企業・団体について登録をする。ただし、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者等に該当すると認められる者、特定の個人、政党、宗教団体等に関する目的を主として活動する事業者等に該当すると認められる者、公序良俗に反する活動を行う者など、登録をしないことが適切であると局長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 札幌市内に事業所が所在し、自らが有する資源を有効に活用し社会貢献活動として火災予防広報活動等を実施している若しくは、確実に実施

できる見込みのある企業及び団体。

(2) 火災予防広報活動等は、年間複数回実施などの継続性、かつ、広く市民への広報が見込まれること。

(3) 消防法令を遵守するとともに、所在する防火対象物における防火安全対策等の充実に努めていること。

(4) 原則として、企業・団体等の名称や活動実績等を公開することが可能であること。

(登録手続等)

第4条 登録を希望する企業・団体は、「暮らしの火の用心協力隊」申込書（様式1）を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の規定により企業・団体から書類の提出があったときは、その内容が適当であること、また、当該企業・団体が所在する防火対象物の消防法令適合状況を審査し、登録の可否を決定する。

3 局長は登録した企業・団体（以下「登録企業等」という。）に対し「暮らしの火の用心協力隊」の証（様式2）を交付するものとする。

4 局長は、第2項の審査の結果、「暮らしの火の用心協力隊」として登録しないことを決定した場合は、当該企業・団体に対して文書でその旨を通知するものとする。

5 登録企業等は、「暮らしの火の用心協力隊」のロゴマークを使用することができる。なお、使用に関し必要な事項は、「暮らしの火の用心協力隊」ロゴマーク使用基準で定める。

(登録内容の変更及び取消し)

第5条 登録企業等は、登録内容に変更があったとき又は協力を終了しようとするときは、「暮らしの火の用心協力隊」変更届出書（様式3）を速やかに局長に提出するものとする。

2 局長は、登録企業等から前項の届出書を受理した場合は、登録内容の変更又は協力隊の登録を取り消すものとする。

3 局長は、登録企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、協力隊の登録を取り消すことができる。

(1) 登録企業等が第3条の基準を満たさないと認められる場合

(2) 前条第1項の申込書又は本条第1項の届出書の記載事項に偽りがあつ

た場合

(3) その他局長が「暮らしの火の用心協力隊」としてふさわしくないと判断した場合

4 前2項の規定により登録を取消した場合は、その旨を当該登録企業等に対して文書で通知するものとする。

(登録企業等の公開)

第6条 局長は登録企業等の名称や活動内容等を市ホームページ等で公開することができる。

2 局長は、前項の公開を行うため、必要に応じて登録企業等に対して活動状況や登録の継続等について照会することができるものとする。

(消防局の役割)

第7条 局長は、協力企業・団体の名称、協力内容その他必要な事項について広く市民等に周知するよう努めるものとする。

(事務)

第8条 この要領に関する事務は消防局予防部予防課が所掌するものとするが、事業の実施にあたり、必要に応じて管轄消防署が支援するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項（各種様式等を含む。）は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。